

戦後教育改革期における女性リーダーの役割

—アイリーン・ドノヴァンを中心に—

The Role of Women Leaders in Postwar Education Reform in Japan
—the Case of Eileen R. Donovan—

石井 留奈*
ISHII Luna

Abstract

In this article, the author investigates the role of Eileen Donovan, an advisor of the Civil Information and Education (CI&E) of General Head Quarters (GHQ), from October 1945 to June 1948. In the Education Division of CI&E, Donovan played a significant role in the postwar reforms as an occupation officer in charge of women's education. Eileen Donovan contacted Japanese women leaders and teamed together in a plan to reform Japanese women's education including opening the doors of Universities to women, establishing women's colleges, and introducing co-education. During her stay in Japan, Eileen Donovan made a great contribution to developing Japanese women's education. However, what her specific role had been in these reforms, as well and her views on women's education, have not been researched in any depth. In this paper, the author concentrates attention on this important individual, and focuses primary attention on the following three points:

- (1) How did Eileen Donovan participate in women's education policy during the early occupation of Japan?
- (2) What fundamental continuities can be detected in Eileen Donovan's educational philosophy from the prewar days?
- (3) How did Eileen Donovan develop and put into practice her ideas on women's higher education reform during the occupation period?

By throwing light on these previously unexplored questions we will gain significant understanding into the life work and contribution of a prominent educational leader whose groundbreaking work contributed profoundly to the advancement of Japanese women.

はじめに

本稿は、GHQの特別参謀部の一つとして設置された民間情報教育局教育課（以下 CI&E と略記する）の女子教育担当官アイリーン・ドノヴァン（Eileen Donovan）が戦後の教育改革に果たした役割を解明することを目的とする。

近年は占領期の女子教育改革に関する実証的な研究活動が活発化しつつあり、特にアメリカ側所蔵の膨大な量の占領期文書をふまえる動向がみられる。中でも CI&E 女子教育担当官を直接的に扱

*研究協力者

った先行研究としては、土屋由香や上村千賀子などの先駆的な研究がある⁽¹⁾。CI&E 女子教育担当官ドノヴァンに関する研究としては上村の『女性解放をめぐる占領政策』⁽²⁾が詳細であるが、これ以外にドノヴァンの改革活動、改革構想、女子教育思想などに焦点をあてた先行研究はほとんど皆無である。

本稿では特に解明すべき点として、第一に占領初期、日本政府およびアメリカ側の女子教育政策において、ドノヴァンはどのように関与していたのか、第二にドノヴァンはアメリカでの経験をもとに、どのような女子教育思想をもち、改革に活かそうとしていたのか、第三にドノヴァンはどのような女子高等教育論を展開させ、実践してきたのか、これらの観点を追求し、改革におけるドノヴァンの役割を探る。

以下、本論に入る前に確認しておきたいのは、占領期の教育改革の中で女子教育はかなり早い段階から重要課題として取り上げられていたことである。土屋由香が指摘⁽³⁾しているように、アメリカ政府が掲げた教育政策文書の中で、最初に女子教育に関する内容を説いたのは、1945年7月30日、国務省文化協力局のゴードン・ボールズ (Gordon Bowles) の起草した「日本帝国降伏後の軍政：軍国主義の廃絶と民主主義強化のための手段：教育制度」であった。そこには、「性別および社会的・経済的地位にかかわらず教育の機会均等を保証する」ための措置を占領軍が取るべきであるとされ、民主主義的制度の発展を奨励するために、男女の教育の機会均等が強調されていた⁽⁴⁾。このボールズが起草した日本の教育制度に関する政策から、1945年5月から7月頃には、彼の立案により、女子教育改革が占領政策の重要課題として標榜されていたことがわかる。このボールズの文書は、第一次米国教育使節団および CI&E に強く影響を及ぼし、女性の教育機会の増大をめぐっての議論を活発化させる基点となり、その意向は『第一次米国教育使節団報告書』へと受け継がれていった。

GHQ が設置された直後の1945年10月の末に女性の顧問として初めて就任したのは、ドノヴァンであった（在任期間1945年10月～1948年6月）⁽⁵⁾。占領初期における女子教育改革は、終戦後いち早く女子教育向上を説いたドノヴァンと日本側女性リーダーたちによって遂行された。ドノヴァンは、ボールズの改革の基本路線に基づき、女子教育政策においては、女子学生に対する差別を取り除くこと、女性の教育機会均等を確立すること、これらを最たる目的とし、改革の方向性を見出していく。

本稿では日本占領政策関係資料（GHQ/SCAP Records）、GHQ、CI&E 関係者の個人文書といった一次資料に着目し、特にドノヴァンのメモランダム、会議録、書簡等を通して詳細に把握することにより、CI&E 女子教育担当官ドノヴァンが改革にいかなる影響を与えたのかを模索する。

1. 占領初期の女子教育政策におけるアイリーン・ドノヴァンの関与

(1) 「女子教育刷新要綱」の作成

日本が戦後最初に女子教育政策として掲げたのは、文部省より閣議の諒解を得て公表された「女子教育刷新要綱」（1945年12月4日）であった。この要綱の冒頭には、方針として「男女間ニ於ケル教育ノ機会均等及教育内容ノ平準化並ニ男女ノ相互尊重ノ風ヲ促進スルコトヲ目途トシテ女子教育ノ刷新ヲ図ラントス」と示されていた。要綱ではこの方針の基づいて（1）女子に対して高等教育機関を開放する（2）女子中等学校の教科を男子中学校の教科と同等にする（3）大学教育に於いて男女共学制を採用するという三項目の実施を掲げた。要綱に掲げられた方針と項目は、戦時中の教育審議会の答申で提案されていた事項であった。要綱は戦後日本の女子教育再建に当たっての改

革の基本方針とその具体的実現のための諸方策を支持した文書であり、理念的・制度的にも基本的な女子教育の基盤はそこに始まるといつても過言ではない。

要綱は閣議諒解で出される以前の10月27日に、すでに「女子教育刷新要綱案」が作成されていた。文部省の女子教育に関する具体的な動向は、1945年10月15日に行われた教員養成諸学校長および地方視学官を招集しての教育方針中央講習会において、当時文部行政を担当していた前田文部大臣が「女子教育の水準を思い切って向上せしめる」ことを検討中と言及したことに始まる。これ以後、文部省において女子教育の検討が行われ、要綱案が作成されたと推察できる。前田文部大臣は「終戦直後5ヶ月在任の記録」⁽⁶⁾の中で、「女子教育刷新要綱」が研究結果の具体案を得た後、学校当事者に意見を聞いた上で発表が行われたと指摘しながら、全体としては要綱の起草が独自性に基づいたものであることを示唆した。

CI&Eのアイリーン・ドノヴァンのメモランダムには、「女子教育刷新要綱」を受け取った後のCI&Eの対応が記されていた。マーク・オア(Mark Orr)に宛てた1945年12月20日付のドノヴァンのメモランダムには、「女子教育刷新要綱」は文部省から閣議の諒解を得た12月4日にCI&Eに提出され、それをロバート・ホール(Robert Hall)が受け取ったという報告がされていた⁽⁷⁾。このメモランダムには、「ヘンダーソンが、その計画(女子教育刷新要綱)は、女子教育に関心を持つ占領軍を意識することになった後、内閣が創出したものであると述べた」と記述され、これに加えホールは、要綱に関しての「賛成・反対・修正の提案はしていない、単にそれを受け止めた」と記されていた。これらの記載から、日本側による要綱の考案は、GHQの考え方を反映しつつも、自発的改革への意向から着手されたものと考えられる。

さらにオアに宛てた1945年12月24日付のドノヴァンのメモランダムには、「文部省から要望された議題」として、「女子教育刷新要綱」に伴って、公立や私学を含めた全てのレベルでの学校はどうような方向性が与えられたのか、また、要綱の実施のために、どのような進行計画があるのか、といった要綱の実施準備に向けての疑問が提示されていた⁽⁸⁾。このメモからは、文部省が要綱を遂行するにあたっての具体的な実施案はGHQに委ねられていたことが窺える。

つまり、ドノヴァンのメモランダムから、要綱はGHQの影響を受けた文部省が主体的に戦後の女子教育改革を推進しようとした意向から創出されたものであったことが裏付けられる。閣議諒解された12月4日に要綱を渡されたCI&Eは、それに対して文部省の積極的な態度を尊重し、しかもその要綱案が無理なく実施できるような対応を図ろうとしたのであった。このことは、要綱が出された時点において、日本側とGHQ側の両者間に存在した女子教育政策上の差異は基本的にはなかったことを意味しているよう。

(2) 米国教育使節団と女子教育改革

CI&Eは1946年3月、ジョージ・スタッダード(George Stoddard 当時、イリノイ大学総長)を団長とする27名の高名なアメリカ人教育者たちからなる米国教育使節団を招聘した。同年4月7日、『第一次米国教育使節団報告書』Report of the United States Education Mission to Japanが日本政府に渡され、公表された。作成にあたっては、CI&Eと日本側の準備資料が基礎的資料となり、具体的勧告は使節団が日本側委員会との会談、学校視察などを参考にしながら、独自に作り上げていったとされている⁽⁹⁾。

使節団が使用した基本資料としては、Education in Japan 『日本の教育』 CI&E教育課編(1946年2月15日)があげられる⁽¹⁰⁾。この冊子には、第一部の11番目に女子教育が掲げられ、1945年8月

15日以前の女子教育の状況を詳細に記述している⁽¹¹⁾。現状の女子教育の問題としては、高等女学校の学問的水準の低さ、もう一つは私立大学の幾つかは女子の入学を認めているものの、実際のところ女子入学は困難であることを述べている。加えて、従来の男女差別の改善及び自由社会の再構築にあたって、女性が重要な役割を果たせるための知識向上等の問題解決への見通しを提示している。

この『日本の教育』が作成される以前に発表されたGHQの教育に関する第一指令「日本教育制度に対する管理政策」(1945年10月22日)に基づき、すでにドノヴァンは女子生徒に対する差別撤廃および女子のための教育の機会均等を主張する問題提起を明示していた⁽¹²⁾。そこにはまず女子教育に関する文部省の法令調査、女学校の教育課程を中学校の課程と同等にすること、教科書並びに一週間の授業時間数を中学校と同じにすること、男性と同じく上級学校に必要な授業内容と学年数を補充すること、大学・高等学校の講義を女性に開放することなどが掲げられ、女子教育に対する差別撤廃に取り組む姿勢を示していた。ドノヴァンの問題提起は『日本の教育』に提示された女子教育問題と、ほぼ同様の内容が窺える。つまり、『日本の教育』に掲げられた女子教育の項目については、その作成過程において、ドノヴァンが重要な役割を担っていたことは確かであろう。

GHQは日本政府に対して、1946年1月9日「日本教育家の委員会に関する件」という指令を発して、米国教育使節団の派遣の目的と経緯を説明し、これに対して、日本政府側でも、日本教育家の委員会を組織してその受け入れの体制を整えることを要求した。この指令に基づき2月2日に29名からなる「日本側教育家委員会」を設けた。従来の研究でも指摘されているように、第一次米国教育使節団の『報告書』の作成過程に至る一連の活動の中では、CI&E担当官たちと日本側教育家委員会の委員との積極的な協力活動が顕著であった。特にCI&Eの各分科会が教育使節団の各委員会に対して行った講義は、十分な準備に裏付けられた詳細、明確な内容で、『報告書』の作成にかなりの影響を与えたものと位置づけられている⁽¹³⁾。

ドノヴァンの文書には、彼女が使節団に対して日本の女子教育を教授していた模様が活写されている⁽¹⁴⁾。1946年3月14日、ドノヴァン、日本側教育家委員会メンバーの星野あいと河井道は、教育使節団に対しての講義を行った⁽¹⁵⁾。1945年12月頃からすでに、星野をはじめとする女子教育関係者はCI&Eを訪問しており、特に星野と河井はドノヴァンと密接な関係にあった⁽¹⁶⁾。おそらく星野と河井の講義は、日本側教育家委員という立場から、ドノヴァンの講義を援助する形で行なわれた可能性が高いと思われる。

この講義でドノヴァンは、『日本の教育』に書かれていた主旨と同様に、女子教育の重要性を力説し、女学校は中学校より教育水準が低かったなどの歴史的事実を指摘していた。特にドノヴァンの講義の中で注目したい点は、「良妻賢母として子どもを育成し、知的で社会に参加する市民として役割を果たすという両方の権利を求める」として、改革の方向性を戦前の伝統的教育理念であった良妻賢母から、良妻賢母の思想を広義に求めた点である⁽¹⁷⁾。

一方、講義において星野は高等教育の現状分析と重要な問題点を説明した。河井は良妻賢母思想の解釈の仕方について述べ、女性がもち得た生来的特質に加え、男性的な活動力をプラスさせることで、良妻賢母を新たに捉える女性観を提示していた。ドノヴァンの表現とは少々異なるが、河井の女性観には、ドノヴァン同様に、良妻賢母の意味合いを広く捉えるという思想の一端が垣間見られる。

このようにドノヴァン、星野、そして河井が女子教育の歴史的経緯、私立学校、女子高等教育の現状、差別の実態を分析、調査し、改革の方向性を見出した。しかし、ドノヴァンはこの講義は随分苦労して資料収集して準備したものであったものの、それが『報告書』にはあまり反映されなか

ったとの不満を述べていた⁽¹⁸⁾。確かに、彼女たちが提示した政策立案は積極的には取り入れられていない。結局のところ、高等女学校の水準問題、女子専門学校の大学昇格問題など、『報告書』における種々の女子教育に対する示唆は具体性に欠け、『報告書』の女子教育に関する部分は、理念的提言を積極的に示したのみに留まっている。

2. アイリーン・ドノヴァンの女子教育観

(1) ドノヴァンの経験的背景

アイリーン・ドノヴァンはマサチューセッツ州ボストンのラテン・スクールを卒業した後、ボストン・ティーチャーズカレッジで学士号を取得した。ドノヴァンが教育を受けたボストン・ラテン・スクールは19世紀末、女性の大学教育の機会を拡大するために、男性同様の公立学校教育を女性に与えるという共学化の是非をめぐって教育の論争を起こした歴史的に特徴ある学校であった⁽¹⁹⁾。戦後の日本において、CI&E 担当官としてドノヴァンが主張した男女共学の推進は、このような教育の機会均等論に対しての画期的な背景をもった学校で教育経験がひとつの契機となっていたと考えられる。

スクール卒業後、ドノヴァンはボストン・ティーチャーズカレッジ、さらに大学院へと進み、「1910年から1935年のアメリカとメキシコの外交関係」というテーマの論文で修士号を取得した。主に歴史、政治、経済での分野の研究に従事していた。ボストン・ティーチャーズカレッジ時代は、クラスのリーダーを2年間、歴史アカデミーのリーダーを3年間務めるなど優れたリーダーシップ能力を発揮しており、かなりの指導力をもっていたようである。また大学卒業後は、市民と社会に関係する組織に専門職として活躍した職歴をもつなど、非常に社会に貢献的だった様相が窺える⁽²⁰⁾。

さらに、ボストンのドナルド・マッケイ校で5年間、歴史・経済の教師として勤務した後は、1943年に米国陸軍女性部隊に入隊し、1000人以上の志願者の中から選ばれた20名の女性部隊の一員として、バージニア大学陸軍軍政学校に入学した⁽²¹⁾。軍政学校の後は、1945年8月にミシガン大学民事要員訓練所、同年9月にカリフォルニア州モントレーの民事要員駐屯所を経て、翌10月に来日を果たした⁽²²⁾。軍関係者による文書によると、ドノヴァンは、仕事に従事する上で、知性、忠実さ、信頼性、幅広い知識、均衡のとれた気質、変化する状況でのバランス感覚と用意周到な適応能力を証明していたという記述がある⁽²³⁾。ドノヴァンの持ち得た想像力、判断力、指導力などの有能さが、占領期日本の女子教育改革を遂行するなかで、いかに大きな影響を及ぼしたかがここに把握できよう。

ドノヴァンは日本に赴任した時、30歳という若さであったが、ドノヴァンの足跡を辿ると明らかのように、大学時代に得た経験、教育分野における民間人としての経験、そして軍隊の経験から、指導的地位に進出した女性であったことが窺える。このようなドノヴァンの経験的背景、人格が、後に国務省入り、GHQ のメンバー、CI&E の女子教育担当官として抜擢されるに至らしめたのである。

(2) ドノヴァンの女子教育観

地方視察など機会あるごとに男女共学の意義を説いてまわる中、ドノヴァンは上智大学での講演において、女子教育の意味と意義を語っていた⁽²⁴⁾。まず、「アメリカにおける女子教育問題について」とのテーマで、女子教育の問題点を掲げていた。その中で、女子教育の問題は社会生活の問題

と密接に絡み合っていることを掲げ、現在の女性にとって主に必要なことは、「女性の地位と民主化の地位は同時に上昇し同時に下降していったという歴史的事実」を認識することであると主張した。これに加え、「伝統が女性の進歩の大きな障害となっている」ことを訴え、「民主化における市民としての特別な責任感を持つ女性を奮い立たせる」ことが目標であるとした。つまり、ドノヴァンは民主化社会を形成することで、連動的に女性の地位向上が実現できることを確信し、民主化社会の中で女性が一市民として何らかの役割を担うことを求めていたのである。

また、ドノヴァンは「女性の社会的役割の価値」という点に関心を示していた。来日してからすぐに、ドノヴァンはアメリカでの経験を踏まえ女性の参政権を懇願していた。ドノヴァンの日本の女子教育改革に対する姿勢は「日本女性の教育水準の進歩は世界の将来にとって重要である」との考えに立脚するものであった。それゆえ、日本人の女性たちが参政権をもつことが何よりも重要であると考えていた。ドノヴァンは日本女性たちの多くが基本的な知識をもっていないことを批判し、参政権をもつ意義と、彼女たちのそれに対する理解の必要性を説いていた⁽²⁵⁾。これは女性たちが法律的な平等と参政権を得ることができれば、当然にも女性たちは男性と同等の能力を発揮し、解放されうるといったフェミニズムの理論に基づいたものであった。

ドノヴァンは「女性自身の知識の獲得と意識の変容」を強く訴えていた。民主主義社会の確立と関連付けて、「民主社会の形成において、女性が社会の変革、政治的な歴史の変遷、組織に関する知識をもたなければならない」という女性の知識獲得に関する要求を切り出すとともに、「特に今日の女性は社会養成が必要である。家庭内役割で強いられた社会からの孤立は排除された」と女性の解放を論じた。加えて、女性のみに限らず若年の男女に対しての社会的知識の必要性を結論づけた。このようにドノヴァンは幾度も民主主義社会と知識の獲得を論じていた。「教育は趣意、目的をもたなければならないということ、そして教育は民主的な生活における活力となるに違いない」と主張し、民主化と教育の重要性を強調していたのである。

3. 女子高等教育改革におけるアイリーン・ドノヴァンの役割

(1) 女子高等教育の目的

占領下では、GHQ(CI&E)が戦前日本の共学論を教育方針に反映させるなど、戦後の男女共学制の成立は、戦前の男女共学をめぐる諸運動の一つの成果が根底にあり、単純には CI&E の圧力で実施されたとはいえないとの指摘がある⁽²⁶⁾。しかしながら、トレーナー文書の中のドノヴァンによる男女共学についての報告には、男女共学問題に対して日本側は基本的に同意していても、実施面ではかなり消極的であったことに、CI&E が不満を抱いていたことが読み取れる⁽²⁷⁾。つまり、戦後学制改革期の日本で全国的な規模にわたり共学制を実施するには、CI&E が共学を支持する明確な理論的根拠を示す必要があった。CI&E は積極的に日本側担当者たちを納得させることが先決であると考え、ドノヴァンもそのうちの一人であった。男女共学を阻む法制度を検討し、男女共学導入計画を作成したドノヴァンの貢献については上村千賀子が詳細に述べているが⁽²⁸⁾、筆者は主に彼女が高等教育における男女共学の重要性を力説していたことに注目する。

占領後の女子高等教育政策の基本構想は、帝国大学等の男子大学への門戸解放と女子大学新設の二本建てで展開された。前述した「女子教育刷新要綱」における行政措置で考えられた女子の大学教育は、男女の教育の機会均等と教育内容の平準化を目指すことに伴い、女子大学の創設と大学教育における共学制を目指したものであった。しかしながら、帝国大学などの各種の高等教育機関は、

女子に門戸を開放することに関してかなり消極的であった。湯川次義の研究によれば、1946年度の大学の門戸開放に対して、ドノヴァンが開放状況に関心を寄せていたことを指摘している⁽²⁹⁾。ドノヴァンが高等教育機関における男女共学の浸透を重視していた事実があったといえる。

1946年8月22日、「アメリカの女子教育事情」との題目で行われた文部省社会教育局との会談で、ドンヴァンはアメリカの女子高等教育を例に出しながら、男女の交流の機会を重視し、日本における初等教育から高等教育機関までの男女共学を促す興味深い意見を陳述していた⁽³⁰⁾。

アメリカでは20世紀に入ると、女性も男性と同様に、ある時はそれ以上に教養教育をこなすことが証明され、女性が高等教育を受け、職業をもつことは当初危惧されていたが、肉体的、精神的、道徳的に何ら問題ないということが実証されていた。ドノヴァンが学生時代を過ごした1920年代後半から1930年代のアメリカは高等教育を受けた女性がかなりの数に達し、女子の大学生数は、1929年から1930年には約43%を占めていた⁽³¹⁾。このような女子高等教育の大衆化を経験したドノヴァンにとって、日本の女子高等教育がかなり遅れていると感じるのは当然であった。

文部省社会教育局との会談におけるドノヴァンの発言からは、男女同等の水準を重要とし、教育内容もすべて男女平等であることが望ましいと考えていた様相が窺える。ドノヴァンの教育観は女性の独立を目的とする男女平等の教育思想をもちながら、それは女性のために男性と異なる独自の教育を施すのではなく、女性にも男性と同等の教育を受けさせようとするものであった。

ドノヴァンの強調する女子高等教育の目標は、「経済的・政治的平等」であった⁽³²⁾。経済的自立については、職場での女性差別に注目した上、女性がもっと活躍できる職種を考慮し、雇用における男女の平等を深く求めていた。そこでドノヴァンが注目したのは、女性差別の根源として雇用における男女平等を求め、女性の職業的援助を目的にした「職業ガイダンス」である。文部省社会教育局との会談の中でドノヴァンは、職業ガイダンスについて「男性と同等の知的レベルを持つ女性が男性と同じ職業をもつことができるようその能力を開発されるよう、促していくことに目的がある」と力説していた。

20世紀のアメリカでは大学で学ぶ女性が増加するに伴って、職業ガイダンスが実施されていた。例えば女性の職業的援助を目的としたECPOプログラムが1926年に結成されていた。1932年から男女別に開かれた会合で、女性のグループは、1) 大学入学とオリエンテーション、2) 教育・心身の健康についての相談、3) 財政的援助、4) 職業指導などが協議され、女子学生の社会進出をテーマに活動が行われていた⁽³³⁾。

このような女子学生の就職の援助がすでに行われていたアメリカでの経験を考慮した上で、ドノヴァンは日本の女子高等教育改革においても、女性の社会的進出を促すことを女子高等教育の最大の目的としていた。殊に女子高等教育の目的は、社会的な女性の地位を確立すること、特に男性同等の職業に就き、女性が独立できるよう、女性の能力の開発にあつた。これはいわゆる「良妻賢母」の女子教育とは完全に相対峙する女子教育のアプローチであった。

(2) 女子教育研究会への参加

ドノヴァンの活動の中でも、共学の推進と同時に最も注目したいのは、女子専門学校の大学昇格を目指した活動である。1946年3月頃まではCI&Eで女子大学に関する具体的な方針は特に示していないなかつた。

1946年4月には日本女子大学校をはじめとするいくつかの女子専門学校が、女子大学昇格案を計画し、大学令にもとづく大学設置認可申請書を文部省に提出していた。しかし、結局1946年4月か

ら女子大学として発足する学校は一つもなく、文部省は女子大学設置認可に関してかなり消極的であった。その主な理由は大学が女性の門戸を開いたこと、女子専門学校の基準が低いことにあった。

この理由を覆すべく、速やかにドノヴァンは、1946年8月に来日したルル・ホームズ(Lulu Holmes)とともに、女子専門学校の基準問題の調査に取り組み始めた。ドノヴァンとホームズは、4年制女子大学の準備を積極的に進めている女子専門学校の代表者との協力体制を提唱し、文部省からの命令によらず、最低基準を満たすよう、自主的に再編を図ることを使命として、組織作りを援助したのである。女子高等教育改革における重要な鍵は、これらの組織的活動にあった⁽³⁴⁾。組織団体としては、私立の女子専門学校が中心となった会が「女子大学連盟」と「日本大学婦人協会」であり、他方、国立の女子高等師範学校を中心に会合を開いたのが「女子教育研究会」と二つに峻別できる。ドノヴァンは、ホームズとともにこれらの組織的活動に名を連ねていたが⁽³⁵⁾、本稿では女子教育研究会に着目する。

女子教育研究会については、中心核を担っていた女子高等師範学校校長の藤本万治が「戦後における女子高等教育の発展」⁽³⁶⁾の中で研究会の内容を詳細に述懐している。この会は、著名な女子教育者である藤本、東京女子高等師範学校教授の倉橋惣三などの24人が発起人となり、CI&Eからはドノヴァンやホームズを含めた4人の助言者が加わり、「女子教育研究会設立趣意書」⁽³⁷⁾と「女子教育研究会規約」を作成し、1946年8月20日に設立された。

1946年9月10日東京女子高等師範学校において開かれた第1回総会では、「今後における女子の使命とその教育」という題目のもとに、男女共学制の問題、女子高等教育の問題の二つが討論の中心となった。討論を経て、明確にされた目標は女子大学設立の問題を主題とすることになった。

ドノヴァンの会議報告によれば、この第1回総会では、女子教育の目標と問題点について2時間程の討議を行ったが、議論がまとまらず結論に達しなかったことが報告され、結局はCI&Eからの提案で、小委員会を作り、教育刷新委員会や文部省、国会へ訴えるべき内容を作成することを助言したとの旨が記されていた⁽³⁸⁾。研究会で決議したものは、制度としてすぐに実施を望むものであるため、決議事項は関係当局に民意として訴えるべきだというCI&Eの助言により、研究会は速やかに決議書を提出するよう準備を始めた。

1946年10月10日に開会された第2回総会では、東京女子医学専門学校校長の吉岡弥生が議長を務め、吉岡が「女子大学を設置すること」を最も優先すべき課題として報告した。研究会の決議案として「女子大学特設に関する趣意」が採択され、「共学という根幹街道を助ける補助街道として女子大学を多数に創設することが必要であり且有効である」と、男女共学制に関しては親の不安や施設問題の困難さがあるため、女子高等教育の発展のために、女子大学が大きな重要性と使命を持っているという内容が提示された。

藤本は、研究会の基本方針について「女子大学を設立することが何よりも女子の高等教育の門戸を開く早道だ」という考え方に基づく一方で、大学教育において女子教育の特性を生かしたいという伝統的な尊重の思いが女子専門学校を昇格させたいという意図となつたと述懐している。さらに、藤本の記述の中で最も留意したいことは、女子教育研究会が女子専門学校を思い切ってその程度を大学にまで高め、アメリカのプリンマーカレッジ等に倣い、日本に根をおろす独自の女子大学を作り上げようとしていたことである。

女子教育研究会が開催される数ヶ月前に出されたドノヴァンの女子教育の遂行計画には、女子専門学校を大学レベルに引き上げることは、少なくともアメリカで知られているカレッジのレベルにすることが目標として掲げられていた。ドノヴァンの個人文書を通覧するかぎりでは、この1946年

7月の計画に初めて、アメリカの女子カレッジをモデルとした大学設置を目指すことを端的に表現している⁽³⁹⁾。

1946年11月11日に開催された第3回総会は、高等教育にふさわしい家政学の内容について議論が展開された。研究会において、「家政学を大学における専門研究科」とすることはかなり重要なテーマであった。報告書からは、大学の学間にふさわしいとされる家政学の定義が、ドノヴァンとホームズの助言を基に、アメリカにおける家政学をモデルとして構築されていたと推測できる内容が報告されている。

研究会を概観して明らかなように、ドノヴァンがアメリカでの経験を基に助言者として重要な役割を担っていたことが垣間見られる。研究会では討論や研究に十分な時間を費やした結果、討議内容の決議書を文部省、教育刷新委員会に提出した。しかし、単に研究結果を当局に訴えるだけでは影響がみられないとの結論に至り、その後、女子大学の設置、大学における家政学科の設置をめぐる議論は、女子大学連盟および大学設立基準設定協議会へと継続されていった。

結びにかえて

本稿の目的は、CI&Eの女子教育担当官アイリーン・ドノヴァンが戦後の教育改革に果たした役割を明らかにすることであった。占領初期の女子教育政策において、いかにドノヴァンが重要な立場に位置づけられたかは上記で検討してきたとおりである。

ドノヴァンは、民主的政体を確立していくために、民主主義の制度と価値を理解し支持する事のできる「教養ある市民」を作り出すことが不可欠であるという考えを重視していた。それゆえ、ドノヴァンは民主化社会における女性の果たす役割の重要性、日本女性がより指導的な地位や高度な専門職に就くことを目的とした教育改革を説いた。ドノヴァンの女子教育観は女性の政治的・経済的平等の実現を目指すいわゆるフェミニズム論に基づくものであった。すなわち、改革期に彼女が一貫して日本に要求したことは、アメリカをモデルにみる民主化と女性の地位向上であったのである。

一方、ドノヴァンの教育思想は、「良妻賢母」の育成を意図した伝統的な教育目的を完全に否定するものではなかった。それは、妻・母としての女性の役割と同時に、社会の一市民として社会的貢献を果たすべきという、これまでの私的領域（家）と公的領域（社会）を男女が分担し合うのではなく、女性は両領域での役割を果たすべきといった教育論の提示であった。

つまり、戦後の女子教育の目標は、明治以来の伝統的な「良妻賢母」主義と「男女平等」の教育理念が相対する形で展開することとなった。ドノヴァンを始めとする女子教育担当官たちの援助のもと、戦後の女子高等教育改革においては、自立した人間教育を目指すといった教育本来の目的をもって展開され、その結果、社会的に活躍する女性の人材養成が重要な目的のひとつとして掲げられた。しかしながら、最大の問題は戦前からの女子教育の一つの伝統である「良妻賢母」主義は、その持つ社会的意味が不間に付されたまま、無意識に女子高等教育の一目標として残存してしまったことである。それゆえ「良妻賢母」の女子教育は戦後真剣に社会的意義が問われないまま、女子大学がその教育理念を混在させてしまったといえる。結局、この問題は改革の不徹底さの現れであり、戦後女子高等教育改革には「限界」があったことを露呈している。この点については稿を改めて論じることとしたい。

註

- (1) 女子高等教育担当官ホームズ及びヘレン・ホスプを直接的に扱った先行研究として、土屋由香「アメリカ対日占領政策における女子高等教育改革」『広島大学地域文化研究』第20巻(1994年)；上村千賀子「占領期日本における女子高等教育制度の改革とアメリカ女子教育者たち」『アメリカ研究』第29号(1995年)；林恭子「戦後日本の女子高等教育機会開放と推進に関する一考察——ルル・ホームズの活動に焦点をあてて—」『大学教育学会会誌』第30巻第2号(2008年11月)がある。
- (2) 上村千賀子『女性解放をめぐる占領政策』(勁草書房、2007年)
- (3) 土屋はアメリカ政府が女子教育改革を計画していたのは、いつ頃、誰によって提起されたのかという疑問に対して、詳細に解明している。土屋由香「再教育とジェンダー——アメリカ対日占領政策における女子教育改革計画の起源」広島大学総合科学部紀要『地域文化研究』第24巻(1998年) 参照。
- (4) 同上、P. 149.
- (5) この点に関しては、上村千賀子「占領政策と日本女子教育—戦後改革をすすめたアメリカ女性担当官たち」『UP』242号(東京大学出版会、1992年)に詳しい。
- (6) 前田多門「終戦直後5ヶ月在任の記録」『文部時報』824号(1946年1月) P. 6.
- (7) GHQ/SCAP, CI&E, "Problems Connected with Female Education," 20 December 1945 (CIE(B)-02883).
- (8) GHQ/SCAP, CI&E, "Monthly Report from the Ministry of Education," 24 December 1945 (CIE(B)-02883).
- (9) 大橋基博「米国教育使節団報告書の成立事情に関する総合的研究」、III. 米国対日教育使節団の在日活動と報告書の起草過程、『名古屋大学教育学部紀要』第31巻(1984年) P. 254.
- (10) 海後宗臣は、『日本の教育』の影響力は大きかったという見解で、「使節団が勧告を書くために特に工夫して作られた資料として用意されていた」との見方から「基本資料として用いられた」としている。海後宗臣著作集第9巻『戦後の教育改革』(東京大学出版会、1960年から1976年) PP. 447-449. しかし、久保義三は、「どれだけそれが慎重に読まれたかについては、疑わしい」としている。久保義三『対日占領政策と戦後教育改革』(三省堂、1984年) P. 336.
- (11) 児玉三夫『日本の教育—連合国軍占領政策資料』(明星大学出版部、1983年) P. 90.
- (12) "Women's Education," Education Division, 17 July 1946, Trainor Papers Microfilm No.57.
- (13) 教科教育百年史編集委員会『原典対訳 米国教育使節団報告書』(建帛社、1985年) P. 243.
- (14) "Jamaica Plain Woman Helps End Their Doll-Like Trance," (目付なし) The Eileen Donovan Papers, 国立教育政策研究所マイクロフィルム。
- (15) "Women's Education," 14 March 1946, Trainor Papers Microfilm No.57.; "Women's Education," 14 March 1946, (CIE-(B)-02883).
- (16) 戦後、星野あいは河井道とともに、ドノヴァンにランチの招待を受けたことなどを回想している。星野あい『小伝』(大空社、1990年) P. 102.
- (17) 上村前掲書、P. 119.
- (18) 土持法一『米国教育使節団の研究』(玉川大学出版部、1993年) P. 110.
- (19) 坂本辰朗『アメリカ教育史の中の女性たち—— ジェンダー、高等教育、フェミニズム』(東信堂、2002年) P. 11. 参照。ボストン・ラテン・スクールに関しては、この著書が最も詳しい。
- (20) "Request for Assignment and Instruction in Far Eastern Civil Affairs," 14 September 1944, The Eileen Donovan Papers.
- (21) 上村前掲論文「占領期日本における女子高等教育の改革とアメリカの女子教育者たち」P. 107.
- (22) 上村前掲論文「占領政策と日本女子教育—戦後改革をすすめたアメリカ女性担当官たち」P. 10.
- (23) War Department Headquarters Army Service Forces Washington, 21 October 1944, The Eileen Donovan Papers.
- (24) "Problems of Women's Education in the United States," (目付なし) The Eileen Donovan Papers.

- (25) "Jamaica Plain Woman Helps End Their Doll-Like Trance," (日付なし) The Eileen Donovan Papers.
- (26) 橋本紀子『男女共学制の史的研究』(大月書店、1992年) P. 276.
- (27) Memorandum for Chief Education Division, "Coeducation," 23 July 1946, Trainor Papers Microfilm No. 57.
- (28) 上村前掲書、PP. 109-140.
- (29) 湯川次義「戦後教育改革期における女性の大学教育制度の確立に関する一研究—1946年3月から1947年3月まで」早稲田大学教育総合研究所『早稲田教育評論』第20巻第1号(2006年) P. 16.
- (30) Questions and Answers on "Women's Education in America," 22 April 1946, (CIE-(B)-02883)
- (31) 大学基準協会編『外国における大学教育』(大学基準協会、1958年) P. 47.
- (32) "Problems of Women's Education in the United States," (日付なし) The Eileen Donovan Papers.
- (33) 村田鈴子『アメリカ女子教育史—その成立と発展』(春風社、2001年) PP. 95-96.
- (34) 石井留奈「女子大学連盟および日本大学婦人協会の結成と活動—戦後初期における女子高等教育改革の一側面」桜美林大学国際学論集『Magis』第7号(2002年) 参照。
- (35) "Accomplishment of Projects,: Women's Education, " 16 July 1946, Trainor Papers Microfilm No.57.; Memorandum to Lt. Col. Orr, "Activities of Women's Education Branch," Education Division, 2 August 1946, Trainor Papers Microfilm No.57.; "Basic Projects: Women's Education," 28 October 1946, Trainor Papers Microfilm No.57.
- (36) 藤本万治「戦後における女子高等教育の発展」『東京立正大学論叢・創立記念号』(1996年) P. 21.
- (37) 『お茶の水女子大学百年史』(1984年) P. 281.
- (38) "Women's Education," 10 September 1946, (CIE-(A)-00674); 日本女子大学成瀬記念館『新制日本女子大学成立関係資料—GHQ/SCAP 文書を中心に』P. 240.
- (39) "Accomplishment of Projects,: Women's Education," 16 July 1946, Trainor Papers Microfilm No.57.

(受理日:平成21年3月4日)